奈良県告示第二百三十号

師として、次のとおり指定した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

令和三年十一月十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

)			
	やく機能障害			
	・言語・そし			
	能障害、音声			
月十九日	聴覚・平衡機	○番地	附属病院	
令和三年十	脳神経外科(橿原市四条町八四	奈良県立医科大学	木次 将史
指定年月日	診療科目	医療機関の所在地	医療機関の名称	医師の氏名